



始良中央地区

第8号

平成16年1月

合併協議会だより

編集

始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940

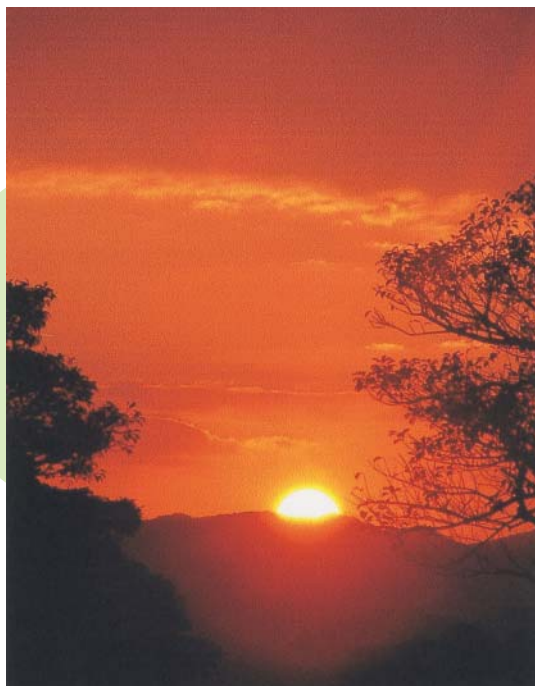
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>

メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

新年あけましておめでとうございます

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は **国分市** を紹介します



写真は、左から「城山公園から望む初日」と「城山公園内の山口誓子の歌碑に映る初日」です。

第14回協議会

「第4回新市名称検討小委員会」の協議経過及び結果についての報告と、「財産の取扱い」、「消防団の取扱い」、「消防防災関係事業の取扱い」、「環境衛生事業の取扱い」の協議及び「国民健康保険事業の取扱い」、「保健衛生事業の取扱い」、「障害者福祉事業の取扱い」、「高齢者福祉事業の取扱い」、「生活保護事業の取扱い」について提案説明がありました。

第15回協議会

「第7回議会議員の定数及び任期検討小委員会」の協議経過及び結果についての報告と、「国民健康保険事業の取扱い」、「保健衛生事業の取扱い」、「障害者福祉事業の取扱い」、「高齢者福祉事業の取扱い」、「生活保護事業の取扱い」の協議及び「介護保険事業の取扱い」、「児童福祉事業の取扱い」、「その他の福祉事業の取扱い」、「社会福祉協議会関係事業の取扱い」についての提案説明がありました。

第十四回・第十五回 協議会内容

始良中央地区合併協議会の第十四回協議会が十二月十一日、第十五回協議会が十二月二十五日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では合併協定項目のうち、五つの事項について協議され承認されました。

第十四回協議会

【報告された事項】……………

報告第十一号―三 新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について

新市名称検討小委員会においては、第四回の会議を開催し、新市名称候補の選定作業に取り掛かり、応募のあった一七六種類の名称から十種類の新市名称候補を絞り込んだことの報告がありました。

また、応募された名称のうち無効となったもの一九七件を事由別に整理し、特に国内の既存の市名と表記・読みが同じもの(国分市を除く)が最も多く九二件あったことの報告がありました。

なお、新市名称候補として絞り込まれたものは、次のとおりであります。

番号	名 称	よみがな
1	霧 島 市	きりしまし
2	南 九 州 市	みなみきゅうしゅうし
3	国 分 市	こくぶし
4	きりしま市	きりしまし
5	天 降 市	あもりし
6	始良中央市	あいらちゅうおうし
7	始 良 市	あいらし
8	隼 人 市	はやとし
9	溝 辺 市	みぞべし
10	東鹿児島市	ひがしかごしまし



新市名称検討小委員会の協議結果を報告する林委員長

【協議された事項】……………

協議第二十二号 財産の取扱いについて

新市における財産の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- ・ 一市六町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする

公有財産	
土 地	35,446,274㎡
建 物	730,602㎡
有価証券及び出資金等	
754,484,000円	
基 金	
18,351,434,000円	
債 務	
地 方 債	82,573,237,000円
債務負担	2,497,083,000円

協議第二十三号 消防団の取扱いについて

新市における消防団の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 一市六町の消防団員は、すべて新市に引き継ぐこと
- 二 新市の消防団は七団で構成し、原則として団の指揮命令系統及び管轄区域は現行のとおりとする。

なお、合併後四年以内に組織形態及び定員などの見直しを行うこと

- 三 各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級も含めて合併までに統一すること

- 四 消防団拠点施設及び機械等はすべて新市に引き継ぐこと

協議第二十四号 消防防災関係事業の取扱いについて

新市における消防防災関係事業の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 新市に防災会議及び水防協議会をおき、速やかに地域防災計画及び水防計画を策定すること
- 二 災害対策本部の組織編成は、新市の行政組織や常備消防体制と整合性を図り、合併までに調整すること
- 三 防災行政無線については、次のとおりとすること
 - (一) 同報系は、現行のとおり新市に引き継ぐ。未整備地区にも災害危険箇所等を優先し、新市において導入を検討すること
 - (二) 移動系は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、集中管理室の設置を検討すること
- 四 新市において速やかに、周辺市町及び関係機関と「災害相互応援協定」を締結すること

協議第二十五号 環境衛生事業の取扱
いについて

新市における環境衛生事業の取扱
いについて、協議のうえ次のとおり承
認されました。

- 一 ダイオキシシン等有害物質の発生
防止については、現行のとおり新
市に引き継ぐものとする
- 二 公害調査の実施方法については、
国分市の調査体制等を基本に、新
市において調整すること
- 三 環境対策審議会については、設
置をしている国分市、横川町、隼
人町の例により、新市において調
整すること
- 四 浄化槽整備計画については、下
水道計画のある国分市、牧園町、
隼人町の例により、新市において
速やかに策定するものとする
- 五 合併処理浄化槽の補助事業につ
いては、新市に引き継ぐものとす
る。ただし、補助対象区域及び補
助内容については、合併までに調
整すること
- 六 廃棄物処理基本計画については、
国分市の例により、新市において
策定する。また、処理計画(実施計
画)については、当分の間、旧市町
方式での計画で策定し、衛生管理
組合との協議を経て、新市におい
て速やかに調整すること
- 七 不燃物処理場については、現行

のとおり新市に引き継ぐものとす
る。なお、新たな施設については、
新市において検討すること

- 八 容器包装リサイクル法関連の資
源ごみの収集品目、収集回数、排
出先等については、当分の間、現
行のとおりとし、新市において調
整し、統一するものとする。ただ
し、収集品目については、横川町、
牧園町の例により調整し、統一す
るものとする。なお、統一の時期
については、新市において協議す
ること
- 九 ごみの収集方法については、衛
生管理組合等と協議を行い、合併
までに調整する。また、ごみの運
搬体制については、現行のとおり
新市に引き継ぐものとする
- 十 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及
び運搬体制については、現行のと
おり新市に引き継ぐものとする。
また、汲み取り料金については、
合併までに調整すること
- 十一 環境保全協定については、新
市において協定内容を見直し、速
やかに締結すること
- 十二 地球温暖化対策については、
地球温暖化防止計画を隼人町、福
山町の例により、新市において速
やかに策定すること



協議会における、審議状況

【提案された事項】

協議第二十六号 国民健康保険事業の
取扱いについて

新市における国民健康保険事業の
取扱いについて、次回の協議会議事の
提案説明がありました。

- 一 国民健康保険税については、合
併後の平成十七年度課税分までは
一市六町の例により、その取扱い
を継承することとし、平成十八年
度課税分から新市で統一した税率
を適用する。課税方式は、資産割
課税を廃止した三方式を検討する。
なお、納期については国分市の例

により、七月、八月、九月、十月、
十一月、十二月、一月及び二月の
八期とし、各月の一日から末日ま
でとする。ただし、十二月におい
ては、一日から二十八日とするこ
と

- 二 短期被保険者証については、現
行どおり新市に引き継ぐ。資格証
明書については、現在交付してい
る市町においては現行どおり新市
に引き継ぎ、交付していない町は
合併後速やかに交付すること
- 三 人間ドックは新市においても実
施し、合併までに統一した事業内
容を決定する。他の検診につい
ても同様とする。その他の保健事業
については、現行どおり新市に引
き継ぎ、合併後速やかに調整する
こと
- 四 国民健康保険運営協議会の設置
については、国民健康保険法第十
一条に定められており、委員は各
代表七名ずつの二十一名とし、新
市に引き継ぐこと
- 五 国保連合会共同処理事業につい
ては、共同処理委託事業と独自電
算との併用で行うこと
- 六 レセプト点検事業については、
専門職員を雇用し業務を行う。レ
セプト開示については、取扱い要
領等を合併までに調整し、新市に
引き継ぐこと

- 七 高額療養費支給事業については現行どおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金については、現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額についてはは二万円とし、支給方法についてはは、国分市の例によること
- 八 被保険者証のカード化については、合併後に調整すること
- 以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

**協議第二十七号 保健衛生事業の取扱
いについて**

新市における保健衛生事業の取扱
いについて、次回の協議会議事の提案
説明がありました。

- 一 母子保健計画については、新市
において速やかに策定する。ただ
し、策定までは旧市町の例による
こと
- 二 健康日本21計画については、新
市において速やかに策定すること
- 三 健康まつりについては、現行の
とおり新市に引き継ぐ。ただし、
実施時期、実施場所、実施方法等
については、新市において調整す
ること
- 四 乳幼児医療費助成事業について
は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、一歳未満児への助成は、国分
市、隼人町の例により、合併まで

に調整すること

- 五 結核予防事業については、新市
に引き継ぐ。ただし、実施内容等
については、合併までに調整する
こと
- 六 予防接種事業については、新市
に引き継ぐ。ただし、実施形態等
については、合併までに調整する
こと

- 七 母子保健法に定める検診につい
ては、現行のとおり新市に引き継
ぐ。ただし、それ以外の検診につ
いては、合併までに調整すること

- 八 集団歯科検診については、新市
に引き継ぐ。ただし、対象児年齢、
検診内容等については、合併まで
に調整すること

- 九 各種検診については、新市に引
き継ぐ。ただし、個人負担金、実
施内容等については、合併までに
調整する。

- 十 基本健康診査(セット検診を含
む。)については、新市に引き継ぐ。
ただし、実施方法等については、
合併までに調整する。なお、医療
機関委託についても検討すること

以上の提案があり、次回の協議会
で協議されることとなりました。

**協議第二十八号 障害者福祉事業の取
扱いについて**

新市における障害者福祉事業の取
扱いについて、次回の協議会議事の提
案説明がありました。

- 障害者福祉事業の取扱いについて
は、これまでの取組みの経緯を踏ま
え、住民サービスの水準を低下させ
ないことを基本に、新市において次
のとおり調整する。

- 一 国又は県等の制度に基づいて実
施している事務事業については、
現行のとおり新市に引き継ぐこと

- 二 各市町独自の福祉制度について
は、趣旨や目的に沿った効果的な
制度として、市域全体で実施する
よう合併までに調整する。なお交
通手段の確保については、現行の
とおり新市に引き継ぎ、新市にお
けるコミュニティ巡回バスの運
行を助案しながら合併後に調整す
ること

以上の提案があり、次回の協議会
で協議されることとなりました。
なお、具体的協議項目の内容につい
ては、別表一(八ページ)のとおりで
す。



提案説明を行う後庵福祉副部長

**協議第二十九号 高齢者福祉事業の取
扱いについて**

新市における高齢者福祉事業の取
扱いについて、次回の協議会議事の提
案説明がありました。

- 高齢者福祉事業の取扱いについて
は、これまでの取組みの経緯を踏ま
え、住民サービスの水準を低下させ
ないことを基本に、新市において次
のとおり調整する。

- 一 国・県の補助要綱に基づき実施
している事業については、現行の
とおり新市に引き継ぐこと

- 二 補助事業に上乘せ等を行って
いる各市町の単独事業分については、
合併までに調整すること



提案説明を行う吉田福祉副部長

三 利用者負担金、事業の内容及び委託先等については、合併までに調整すること

四 補助事業及び単独事業の事業量等については、合併までに調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

なお、具体的協議項目の内容については、別表二(九ページ)のとおりです。

協議第三十号 生活保護事業の取扱いについて

新市における生活保護事業の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。なお、六町の移管事務については、合併までに調整する。

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

第十五回協議会

【報告された事項】……………

報告第十四号一三 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

議会議員の定数及び任期検討小委員会においては、第七回から第九回までの三回の会議において、「定数特例」と「在任特例」のいずれを選択するかを審議を行ってきたが、結論を出すまでには至らなかったため、引き続き第十回目以降の会議において継続審議するとの報告がありました。



新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について

新市名称検討小委員会においては、第六回目の会議を十二月二十五日午前中に開催し、新市名称候補を次の三点に絞り込んだことの報告がありました。

名 称	よみがな
霧 島 市	き り し ま し
南 九 州 市	みなみきゅうしゅうし
きりしま市	き り し ま し

【協議された事項】……………

協議第二十六号 国民健康保険事業の取扱いについて

新市における国民健康保険事業の取扱いについては、前回第十四回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第二十七号 保健衛生事業の取扱いについて

新市における保健衛生事業の取扱いについては、前回第十四回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第二十八号 障害者福祉事業の取扱いについて

新市における障害者福祉事業の取扱いについては、前回第十四回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第二十九号 高齢者福祉事業の取扱いについて

新市における高齢者福祉事業の取扱いについては、協議の結果、前回第十四回協議会における事前提案のうち、食の自立「支援事業(老人給食)」について一部修正のうえ承認されました。別表二(九ページ)参照

協議第三十号 生活保護事業の取扱いについて

新市における生活保護事業の取扱いについては、前回第十四回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

【提案された事項】……………

協議第三十一号 介護保健事業の取扱いについて

新市における介護保険事業の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 介護保険事業計画については、次のとおりとする。

- (一) 第二期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、第三期介護保険事業計画策定のため、介護保険計画策定委員会(運営委員会)の設置に関することや、準備事務については合併までに調整すること
- (二) 第三期介護保険事業計画については、平成十七年度に策定すること
- 二 介護保険料の賦課・徴収・減免の取扱いは次のとおりとする。
 - (一) 介護保険料は、第三期介護保険事業計画により平成十八年度に統一すること
 - (二) 普通徴収の納期は、平成十七年度は各市町の現行納期とし、平成十八年度に統一すること
 - (三) 災害減免は、その割合を合併までに調整すること
 - (四) 低所得者保険料単独減免は、国分市・隼人町の例により合併までに調整すること
- 三 低所得者利用者負担軽減対策補助については、次のとおりとする。
 - (一) 低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正(廃止)が想定されるためそれに連動すること
 - (二) 訪問介護利用者にかかる利用料単独減免は、現行のとおり

- 新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正(廃止)が想定されるためそれに連動する。新たな減免制度については、新市において調整すること
- 四 鹿児島県財政安定化基金拠出金、貸付金の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (一) 財政安定化基金への拠出金については、新市に引き継ぐこと
 - (二) 財政安定化貸付金の償還金残額については、新市に引き継ぐこと
- 五 始良・伊佐地区介護保険組合が処理する事務については、現行のとおり新市に引き継ぐこと
- 以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第三十二号 児童福祉事業(児童福祉)の取扱いについて

- 新市における児童福祉事業(児童福祉)の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。
 - 一 母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整すること
 - 二 ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等につ



提案説明を行う福盛福祉部会長

- ては合併までに調整すること
- 三 児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐこと
- 四 チャイルドシート貸出等に関する事業については、チャイルドシートの在庫を利用し、貸し出し方式で新市に引き継ぐこと
- 五 次世代育成支援対策推進法に係る地域行動計画策定事業については、新市において速やかに策定すること
- 六 家庭児童相談室設置事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐこと
- 以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第三十三号 児童福祉事業(保育所)の取扱いについて

- 新市における児童福祉事業(保育所)の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。
 - 一 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助や保護者負担等については、新市において調整すること
 - 二 乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所については、新市において調整すること
 - 三 公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育(開所・閉所)時間等については、新市の勤務体系が決定され次第調整すること
 - 四 民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐこと
 - 五 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成十九年度をめぐりに統一を図る。減免制度については、合併までに調整すること
 - 六 特別保育事業(延長保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例によ

り、合併までに調整すること

七 特別保育事業（一時保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、合併までに調整すること

八 特別保育事業（乳児保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整すること

九 特別保育事業（保育所地域活動事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整すること

十 特別保育事業（休日保育事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整すること

十一 特別保育事業（地域子育て支援センター事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整すること

十二 特別保育事業（家庭支援推進保育事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。



協議会における、審議状況

協議第三十四号 その他の福祉事業（人権）の取扱いについて

新市におけるその他の福祉事業（人権）の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

・ 人権擁護推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。行動計画等の策定については、隼人町の例により新市において速やかに調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第三十五号 その他の福祉事業（養護老人ホーム）の取扱いについて

新市におけるその他の福祉事業（養護老人ホーム）の取扱いについて

養護老人ホームの取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

・ 養護老人ホーム運営については、現行のとおり新市に引き継ぐこと

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第三十六号 その他の福祉事業（老人医療）の取扱いについて

新市におけるその他の福祉事業（老人医療）の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

・ レセプト点検業務については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐこと

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第三十七号 社会福祉協議会関係事業の取扱いについて

新市における社会福祉協議会関係事業の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 社会福祉大会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については、合併までに調整すること

二 総合福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き

継ぐ。なお、運営委託料等については、合併までに調整すること

三 福祉活動専門員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整すること

四 温泉センター管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法等については、合併までに調整すること

五 社会福祉協議会運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。



協議第28号 障害者福祉事業の承認内容

別表1

協議項目	承認された具体的な調整内容
1 身体障害者居宅支援事業	身体障害者が居宅において日常生活が出来るよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所により必要なサービスを提供する。
2 身体障害者施設訓練等支援事業	身体障害者が都道府県知事の指定する身体障害者更生施設等に入所・通所し、必要なサービスを受けるための支援を行う。
3 知的障害者居宅支援事業	知的障害者が居宅において日常生活が出来るよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所等を利用し必要なサービスを提供する。
4 知的障害者施設訓練等支援事業	知的障害者のうち、特別な医学的治療、生活訓練、職能訓練等を必要とする人や、家族において必要な介護を受けられない障害者が、知的障害者更生援護施設に入所または通所して十分なりハビリテーションを受け、自立できるようにする。
5 知的障害者施設入所者医療費給付支援事業	更生施設及び授産施設に入所している知的障害者の健康維持のために、医療費を助成する。
6 障害児(身体・知的)居宅支援事業	知的障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所により必要なサービスを提供する。ただし、事業所に対する市町単独の補助金の取扱いについては、合併までに調整する。
7 重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者の健康の保持増進を図るため、1級・2級の身体障害者手帳保持者等の医療費自己負担額の全額を助成する。ただし、証明手数料については、合併までに調整する。
8 更生医療の給付	身体障害者の日常生活能力の回復を図るため、直接的かつ効果的な手段として、医学的な方法によりその障害の除去、あるいは障害の程度を軽減する。
9 更生訓練費給付	身体障害者更生援護施設に入所(通所)している人に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。
10 重度身体障害者日常生活用具給付	在宅の身体障害者、重度身体障害者に対し日常生活用具の給付及び貸与を行い、日常生活の便宜を図る。
11 進行性筋萎縮症者療養等給付	進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対して、養護に合わせて必要な訓練等を行い、福祉の増進を図る。
12 身体障害者(児)補装具の交付及び修理	身体機能の失われた部位、障害のある部分を装具により補うことにより、日常生活能力の回復と日常生活の利便性を図る。
13 特別障害者手当等、各種障害者手当	特別障害者(精神又は身体に重度の障害があり、常時介護が必要な人)手当てについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。また国分市が実施している福祉手当についても新市に引き継ぐ。ただし支給の方法等については、合併までに調整する。
14 障害者共同作業所	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各作業所に対する単独の補助分については、合併までに調整する。
15 障害者(児)日常生活用具給付等事業	在宅の身体障害児、重度知的障害者(児)に対し日常生活用具の給付及び貸与をすることにより、日常生活の利便性を図る。
16 精神障害者居宅生活支援事業	精神障害者が居宅において日常生活活動ができるよう、ホームヘルパーを派遣して必要な援助を行うことにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、精神障害者の福祉の増進を図る。
17 災害弔慰金、災害障害見舞金支給	災害により死亡された住民の遺族に、弔慰金を支給する。また、災害により精神・身体に著しい障害を受けた人に、災害障害見舞金を支給する。
18 災害援護資金貸付	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、被害の状況・所得等の調査を行い災害援護資金を貸し付ける。
19 災害見舞金支給	住民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに対し災害見舞金を支給する。
20 民生児童委員協議会	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、協議会の組織、補助金等については、合併までに調整する。
21 民生委員推薦会	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、民生委員推薦会委員の定数は14名とする。
22 障害者福祉計画	各市町の現行計画書を基本に、新市において速やかに新たな計画書を策定する。
23 被災者生活再建支援金支給	支援法が適用される区域については、国により再建の支援がある。また、県内に支援法の適用される区域が1以上ある自然災害においては、その区域外においても災害を受けた被害者に対しては、県が再建の支援を行う。
24 法外援護災害救助事業	火災その他の天災地変等により、人命住家に損害を受けた場合には、災害救助法・災害弔慰金等の支給の提供を受けない場合には、必要な法外援護を行う。なお、制度内容については国分市・隼人町の例により合併までに調整する。
25 福祉タクシー利用料一部助成事業	事業実施地域は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市におけるコミュニティー巡回バス等を助成しながら合併後に調整する。
26 重度身体障害者介助用自動車購入等助成	在宅の重度身体障害者を介助する者が運転する自動車をリフト付きに改造する経費及び改造された自動車を購入する経費を助成することにより、介護者の負担軽減を図り、身体障害者の社会参加を促進する。なお、新市においては県単事業の社会参加促進事業で対応する。
27 福祉巡回バス運行事業	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市におけるコミュニティー巡回バス等を助成しながら合併後に調整する。
28 社会福祉委託	身体障害者協会へ委託しているスポーツ大会等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
29 戦没者追悼式等	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、開催方法、実施体制等については遺族会等と協議し、合併後に調整する。

協議第29号 高齢者福祉事業の承認内容

別表2

協議項目	承認された具体的な調整内容
1 敬老事業	敬老事業については、新市の主催する敬老行事は行わない。また新市で敬老記念品は支給しない。自治公民会が開催する敬老行事への助成については、福祉部門での助成は廃止する方針で総務専門部と調整し、合併までに調整する。
2 温泉保養券・鍼灸アンマ施術料助成	温泉保養券・鍼灸アンマ施術料については、新市に引き継ぐ。ただし、助成方法、助成金額等については、合併までに調整する。
3 金婚式に関すること	金婚式に関することについては、開催方法等を合併までに調整する。ただし、ひとり金婚式については、その必要性を含め合併までに調整する。
4 長寿者褒章(敬老年金等)	長寿者褒章(敬老年金等)については、節目支給等に再編する方針で、合併までに調整する。長寿者表敬訪問については、新市で協議する。
5 地域ケア推進事業	高齢者・身体障害者に最も適切で効果的なサービス、地域ケアを提供するため、保健・福祉・医療等に係る各種サービスを総合的に調整、推進する。
6 生活支援移送サービス事業	生きがい対応型デイサービス事業等の利用者に対し、施設と居宅との間の送迎を行うことにより、在宅高齢者の自立した生活を支援する。
7 高齢者等住宅改修推進事業	在宅に要介護高齢者等がいる世帯に対し、住宅改修に必要な経費を助成し、自立促進及び介護者の負担軽減を図ることを県要綱に基づき新市に引き継ぐ。ただし、町単独で実施している分については廃止する。
8 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	高齢で寝具の衛生管理が十分でない人及び一人暮らしの人を対象に、布団、毛布等の寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行う。ただし、合併までに事業目的、対象者等を明確にし、事業決定機関である地域ケア会議の充実を図る。
9 介護予防プラン作成事業	要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるように、介護予防プランを作成する。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については、新市において調整する。
10 介護予防教室	高齢者が出来る限り要介護状態にならないで、健康で生き生きとした生活を送れるよう、介護予防教室や転倒骨折予防教室を開催する。ただし、事業内容、委託先については合併までに調整する。
11 高齢者実態把握事業	在宅の要介護高齢者等の心身の状況等を把握するとともに、要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い、地域の高齢者等の福祉の向上を図る。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については、新市において調整する。
12 生活支援型ホームヘルプサービス事業	在宅の一人暮らし高齢者等に軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の自立支援、要介護状態への進行防止を図る。委託先等については、合併までに調整する。
13 住宅改修支援事業	介護保険に係る住宅改修費の支給申請に係る理由書作成については、新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については、新市において調整する。
14 「食の自立」支援事業(老人給食)	事業は、隼人町方式を基本にサービスを低下させないように合併までに調整する。ただし委託先、利用者負担等については、合併までに調整する。(赤文字の部分修正された)
15 生きがい対応型デイサービス事業	介護保険の対象にならない高齢者に対して、デイサービスを提供することにより、自立生活の助長、社会的孤立感の解消等を図る。利用料、委託単価、委託先、申請手続き方法については、合併までに調整する。
16 生活管理指導型ショートステイ事業	在宅の一人暮らし高齢者のうち、基本的な生活習慣が欠如しているため在宅での自立した生活に不安のある人に、生活習慣等の指導を行い、福祉の向上及び要介護状態への進行の予防を図る。ただし、委託料、利用料は合併までに調整する。
17 家族介護教室	高齢者を介護している家族等を対象に、介護の方法や介護予防等に関する知識を習得させ、身体的・精神的負担の軽減を図る。ただし、事業内容等は合併までに調整する。
18 家族介護用品の支給	重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に対して、紙おむつ等を支給し、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図る。ただし、支給方法、対象者の要件については合併までに調整する。
19 家族介護者交流事業	在宅で要介護高齢者を介護している家族等を対象に、施設視察など家族同士の相互交流等を図る。ただし、事業量等については県補助金枠も考慮したうえで、合併までに調整する。
20 家族介護慰労事業	重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に対して、慰労金を支給し、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図る。
21 緊急通報体制等整備事業	在宅の一人暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資する。緊急通報先、利用者負担、機種統一等については、合併までに調整する。
22 高齢者地域支援体制整備・評価事業	高齢者等が様々な相談ができるよう相談体制を整備し、高齢者の不安の解消及び福祉の向上を図る。
23 寝たきり老人及び重度心身障害者等おむつ手当支給事業	在宅の寝たきり老人及び重度心身障害者を抱える世帯に対して紙おむつを支給し、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続及び向上を図る。ただし、支給限度額等については、合併までに調整する。
24 老人保健福祉計画	老人保健福祉計画については、各市町の計画書を現行のとおり新市に引き継ぐ。策定委員会・運営委員会また準備事務局については、合併までに調整する。新たな計画は、平成17年度に新市において策定する。
25 福祉手当	住所を有する在宅寝たきり老人等を長期にわたり介護している者に対し、寝たきり老人等介護手当を支給し、寝たきり老人等の福祉の増進並びに扶養意識の向上を図る。ただし、給付額については合併までに調整する。また、合併後も給付額については、段階的に見直ししていく。
26 在宅介護支援センター	在宅介護支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、基幹型・地域型在宅支援センターのエリアの見直し、体制の充実等については、合併までに調整する。在宅介護支援センター間の情報の共有化、ネットワーク化等については、新市で協議する。

始良中央地区合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市・国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工・観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
				(26) 病院関係事業			
				(27) その他事業			

承認済: 協議会の会議において承認済み

提案中: 協議会へ提案中又は小委員会で協議中

未協議: 協議項目として未提案

平成15年12月末現在における協議状況です。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程	第16回協議会	1 / 15 (木)	第17回協議会	1 / 29 (木)
	第18回協議会	2 / 12 (木)	第19回協議会	2 / 26 (木)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937

FAX 0995-64-0940